

(動画ご視聴の前提として)

『原日本紀』仮説」と「山幸彦・神武天皇・崇神天皇の同一人物説」

2021年8月28日 伊藤雅文

ご覧いただく動画における復元紀年の定点は、

「301年初代天皇即位」です。

その根拠を以下に示します。

1 『日本書紀』紀年論における『原日本紀』仮説

『日本書紀』の前段階的文書として『原日本紀』を想定する。

『原日本紀』は、一年の空白もなく、神武天皇即位から持統天皇譲位までを書き綴った文書である。一つの「完成形」とも考えられる。

その『原日本紀』に、無事績年（事績や出来事を記さない空白の年）を加えて紀年延長を施したものが、720年に撰上された『日本書紀』である。

『日本書紀』の年代設定を概観する

- (1) 神武天皇即位が紀元前660年である
- (2) 初期天皇は極端に長命である
- (3) 初期天皇の治世は異常に長い
 - * 允恭天皇以前と安康天皇以降の比較

以上より、『日本書紀』において人為的な紀年延長が行われたのは明白である。

従来の紀年修正の試みについて

- (1) 一世の平均年数によるもの
- (2) 実際に即位した天皇の在位年数の平均によるもの

- (3) 『古事記』の崩年干支によるもの
- (4) 一年二倍暦（半年一年暦）によるもの
- (5) 『書紀』の有記事年数（有記事の年数を在位年数とみる）によるもの（笠井倭人氏が提唱）

（※小林敏男『日本古代国家形成史考』校倉書房 2006 による）

それぞれに問題点を含むが、現在最も有力とされるのは（3）である。

だが、『古事記』の崩年干支は、倭の五王の比定に都合がよいため注目されたようにみえる。

崩年干支を部分的に採用して論じるのは一貫性に欠けるし、讚、珍の関係性や安康天皇を興とする恣意性に問題が残る。

現在までのところ、紀年修正法は確立されていないといってよい。

『原日本紀』仮説の根拠

(1) 古い記録（伝承、墓記、寺社縁起など：以下略）は十干十二支に基づく編年がなされていない可能性が高い（画期は倭王讚の朝貢：421年）

(2) 古い記録には人為的な紀年延長が施されていない可能性が高い（唐を意識して編纂された『日本書紀』以前の国内文献で紀年を延長する蓋然性がない）

(3) 天武天皇は紀年延長を命じていない（『古事記』前文にしたがえば、真贋入り乱れた記録の中から正しい歴史を記し定めるのが主たる目的である）

(4) 全国の各氏族から集められた、同じ時間軸で記されていない膨大な記録を、一工程で紀年延長された完成形に編纂するのは不可能である

(5) 『日本書紀』の古代天皇紀には無事績年（空白年）が多い

(6) 『日本書紀』の文体は『春秋』を踏襲している（『春秋』は242年にわたって一年の抜けもなく連綿と歴史と書き綴っている／編年体史書に無事績年はそぐわない）

(7) 『令集解』に「古記に云う」として、国史が『春秋』『漢書』を意識して修撰されていたと記されているが、これはまさに『日本書紀』編纂時期にあたる

以上より、

(a) 『日本書紀』完成の前段階として、神武天皇即位にさかのぼって十干十二支に基づいて編年された文書の作成が必須である

(b) それは中国の編年体史書同様に無事績年のない体裁と考えられる

すなわち、天武天皇が命じた「後世に伝える正しい歴史」が、この時点で一度完成したと考えることができる。それが『原日本紀』である。

ここからは、筆者の推測になるが、それを完成と認めず、中国に比肩しうる歴史を創りあげるべく紀年延長を命じた者がいたと思われる。

おそらく、正史編纂の詔から5年後の天武天皇崩御が、紆余曲折の出発点と考えられる。

そして勅命から39年後、大幅な紀年延長（無事績年の挿入）と、氏族の始祖伝承の挿入を施されて720年撰上されるのが『日本書紀』である。

だから、無事績年を削除することにより、『日本書紀』編纂者が正しいと考えていた紀年が復元できるものと考ええる。

第一期無事績年と第二期無事績年

無事績年には2種類ある。

第一期無事績年：第19代允恭天皇以前

第二期無事績年：第24代仁賢天皇～第29代欽明天皇の治世

※その間の、第20代安康天皇～第23代顕宗天皇の治世（34年間）には無事績年はみられない。

第二期無事績年が生じた原因を解明しなければ、正しい紀年復元は望めない。

筆者は、第二期無事績年は、継体天皇朝と仁賢・武烈天皇朝の並立を調整するために発生したものと考ええる。

二王朝並立期間は、継体天皇が治世20年に大和の磐余玉穗宮に遷られる前の19年間、西暦では507年～525年の19年間と推定できる。

第二期無事績年の19年間と並立期間19年間はぴたりと一致し、結果とし

て、二王朝並立を想定した年代と無事績年を削除した『原日本紀』の年代観は507年以前で一致することとなる（506年顕宗天皇崩御・507年仁賢天皇即位）。

『原日本紀』段階では、二王朝を並立から直列に調整したと思われる（皇統を一系とするため）。

しかし、『日本書紀』の紀年延長操作時に、仁賢・武烈朝の19年間を継体天皇即位507年の前に移動させた。

だから、『日本書紀』の紀年は、仁賢天皇以前の治世で19年古くなっていると考えられる。

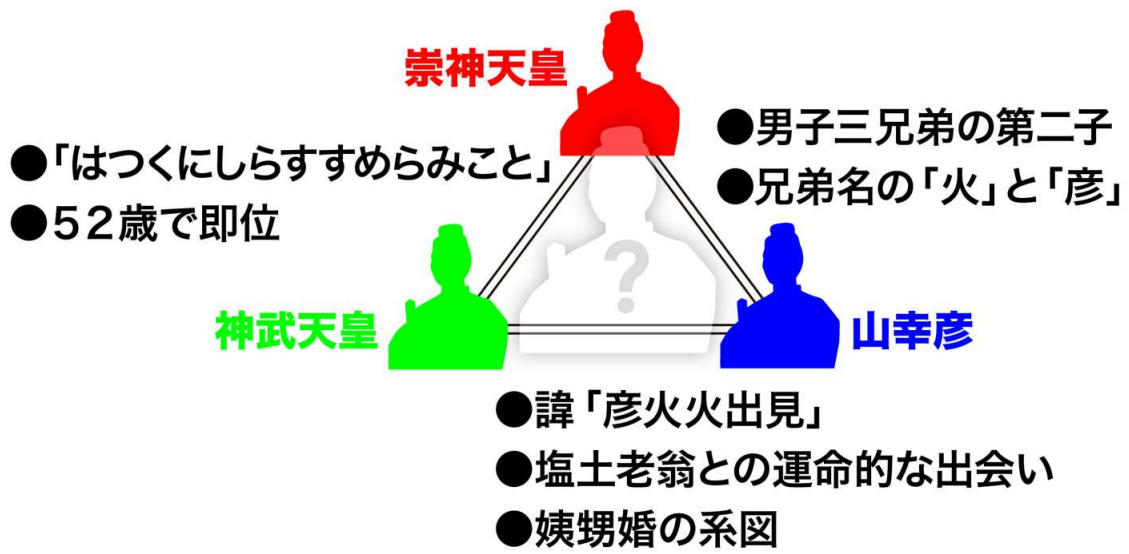
そして、無事績年を削除して完成する年表は別添（別表）のようになり、初代天皇の即位年は301年と推定されるのである。

2 山幸彦・神武天皇・崇神天皇の同一人物説

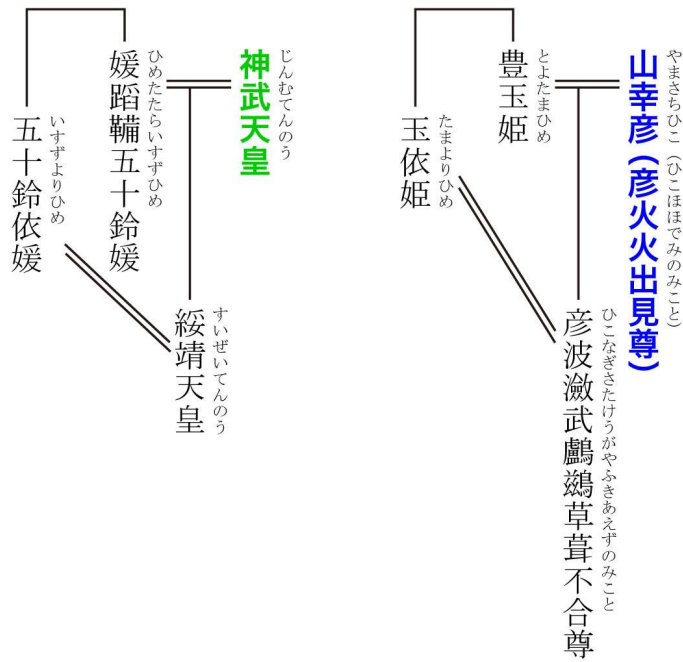
この三者には非常に多くの共通点が見られる。それは偶然の範疇を超え、一人の人格を三者に分割した痕跡だと考えられる。

また、三者の共通点については、三者に共通するものではなく二者ずつの共通点として暗示的に設定されている。

ひとつだけ三者の共通点をあげると、（詳細は省くが）日本書紀の系譜を作成すると、三者の一世代前に「事代主神」が存在することである。



■神武天皇と山幸彦の系図（姨甥婚）



■崇神天皇の兄弟と山幸彦の兄弟

